

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画北親地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		北親地区地区計画
位 置		帯広市西6条北4丁目から北6丁目 帯広市西7条北4丁目から北7丁目 帯広市西8条北4丁目から北7丁目
区 域		計画図表示のとおり
面 積		約11.0ヘクタール
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、帯広市の中心部から北西約2kmに位置しており、都市計画道路「北親通」「木賊原通」に接する交通の利便性に恵まれた、土地地区画整理事業が行われた地区であり、事業効果の維持・増進を図り良好な市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用に関する方針	土地地区画整理事業による良好な市街地にふさわしい合理的な土地利用を図るため、次の2地区に区分し、それぞれの地区にふさわしい土地利用を図る。 1. 低層一般住宅地区 専用住宅のほか小規模な店舗、事務所等を兼ねる住宅及び小規模な独立店舗等が立地できる地区とする。 2. 一般住宅地区 一般住宅のほか、地域住民の利便性を考慮し店舗、事務所等が立地できる地区として、良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。
	地区施設の整備の方針	計画的に配置された道路及び緑地の機能の維持保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 住宅市街地としての環境保全と地域住民の日常生活の利便性の確保が図られるよう、それぞれの地区にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりのある街並みを形成するよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 低層一般住宅地区にあつては、冬の生活に必要な日照や眺望の確保と整然とした家並みの形成を図るため、「建築物の高さの最高限度」を定める。 5 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのある街並みを形成するため、「垣又はさくの構造の制限」としてへいの高さ及び構造の制限を行う。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		北親地区地区計画	
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域の面積		9.5ヘクタール	
	建築物等に 関する事項	用途地域	第一種・第二種低層住居専用地域	第一種住居地域
		地区の名称	低層一般住宅地区	一般住宅地区
		地区の面積	5.8ヘクタール	3.7ヘクタール
	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。 1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの。 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設。 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. 畜舎	
	建築物の敷地面積の最低限度		200平方メートル	同 左
	建築物の壁面の位置の制限		北側敷地境界線(隅切部分は除く。)から、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線までの距離の最低限度は2mとし、北側を除く敷地境界線(隅切部分は除く。)から建築物の外壁等の中心線までの距離の最低限度は1mとする。 ただし、附属建築物で軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。 1 道路境界線(隅切部分は除く。)から、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線までの距離の最低限度は、都市計画道路「北親通」にあつては1.5mとし、それ以外の道路にあつては1mとする。 ただし、附属建築物で軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。 2 敷地境界線(隅切部分は除く。)から、建築物の外壁等の中心線までの距離の最低限度は1mとする。 ただし、附属建築物で軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。	
	建築物の高さの最高限度		9メートル	
	垣又はさくの構造の制限		門の高さの最高限度は1.5mとする。 塀の高さの最高限度は1.2mとする。 ただし、生垣はこの限りではない。	同 左

(理由)

北親地区地区計画について、用途地域の一部変更に伴い、効率的な土地利用を図るため、地区計画を見直すものである。

帯広圏都市計画北親地区地区計画 計画図

